

付表

権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	517
雑誌名	APEC早期自由化協議の政治過程：共有されなかつ たコンセンサス
ページ	351-355
発行年	2001
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00012319

付表1 EVSLプロセス重要事項年表
(1995～99年)

1995/11/19	APEC首脳会議（於大阪）が「大阪行動指針」を承認。行動指針には「APECメンバーは、関税（および非関税措置）漸減がアジア太平洋地域の貿易，経済成長に好影響を与えうる産業，または域内産業が早期自由化を支持するような産業を特定する」（第1部C節）という文言が含まれる。
1996/9/26-28	4極貿易大臣会合（於シアトル）。日，米，加，EUは12月のWTO閣僚会議（於シンガポール）における情報技術協定（ITA）成立に向け協力することで一致。
1996/11/25	APEC首脳会議（於スービック）後の首脳宣言が、「早期自主的自由化がAPEC各経済および地域の貿易，投資，経済成長に好影響を与える分野を特定し，それがいかにして達成できるかについての提言を行うよう」閣僚に指示（第8パラグラフ）。
1996/12/9-13	WTO閣僚会議（於シンガポール）でITAが成立，29のメンバーが署名。
1997/5/8-10	APEC貿易大臣会議（於モントリオール）。EVSLプロセスは，(1)自由化，円滑化，経済技術協力を含むこと，(2)可能なかぎり民間部門からのインプットを得ること，(3)WTOでのクリティカル・マス形成も視野に入れること，を原則として，8月までに早期自由化が可能な分野を調査し報告することをSOMに指示。
1997/7/15	SOMで設定された各メンバーからの早期自由化対象分野提案期限。30部門をカバーした62分野が提案される。8月のCTIおよびSOMでは提案分野の検討が行われ，内容の明確化，重複の整理，各分野に対するメンバーの支持度合いの整理が開始される。
1997/9/27-28	ABACサンチアゴ会議でAPEC首脳へ提出する報告書の最終検討が行われる。報告書ではABACからもEVSL対象候補8分野を提案。
1997/10/27-28	非公式SOM（於シンガポール）。早期自由化対象分野の検討が続けられ，41分野に絞られる。そのうち15分野（優先9分野，後続6分野）を閣僚会議に推薦することを決定。

- 1997/11/21-22 APEC閣僚会議（於ヴァンクーヴァー）。共同声明に付されたEVSL Annexは、41の分野提案は「アジア太平洋地域でさらなる貿易自由化が強く支持されている」ことを示唆しているとする。そのなかから、「支持の度合い、経済的重要性、相互のバランス」に留意して、SOMが推薦した15分野を早期自由化対象に選定。閣僚は「各メンバーは、参加する分野別イニシアティブを自由に決定できる」というAPEC自主性原則を強調する一方、各分野における対象品目、柔軟な段階的関税削減措置、実施スケジュールなどを詰める作業を直ちに開始し、1999年からの措置実施を可能にするため1998年前半までにその作業を終了すべく指示するよう、首脳に要請。
- 1997/11/25 APEC首脳会議（於ヴァンクーヴァー）。首脳宣言は、「早期自主的自由化対象の分野選定を予定より2年前倒して実施したことを歓迎する。それは地域的かつ世界的に自由化のペースを加速しようというわれわれの決意を示している。われわれは、閣僚会議で合意された15分野の早期自主的自由化を、またそのうち9分野は1999年の実施を見込んで1998年中に作業を行うことを支持する。このパッケージはメンバー相互に有益であり、利益のバランスをとることができる。われわれは貿易大臣に、1998年6月に行われる次回会議までに詳細な目標と期限を最終設定するよう指示する」と表明。
- 1997/12 CTIがEVSL優先9分野に関するプログラムの検討を開始。各分野に「専門家会合」を組織する。
- 1998/2/16-17 SOM開催（於ベナン）。CTIから優先9分野に関する最初のステイタス・レポートが提出される。SOMはCTIにさらに作業を進めるよう指示。
- 1998/2/27-3/3 ABACメキシコ・シティ会議。EVSLタスク・フォースが設置される。
- 1998/4/20-24 EVSLに関する特別CTI（於クアラルンプール）。CTIは各分野の提案に対してコメントを寄せるよう各メンバーに要請。
- 1998/5/1-3 ABACシドニー会議。EVSLイニシアティブを支持し、各メンバーに包括的パッケージに参加するよう強く要請。
- 1998/6/3-5 APEC通信大臣会議（於シンガポール）。電気通信機器の相互認証取決め（MRA）を「シンガポール宣言」として発表。
- 1998/6/18-20 クチンで開催されたSOMに、修正された優先9分野のステイタス・レ

ポートがCTIから提出される。レポートには各分野の対象品目範囲，行動内容および期限に関する情報が記載されていた。SOMは，EVSL最終合意は「全体として」承認されるべき，と提言。

- 1998/6/22-23 APEC貿易大臣会議（於クチン）。議長声明は，EVSL対象各分野に対してメンバーからの懸念が表明されていることを示唆する一方で（第3パラグラフ），対象製品範囲，目標関税率，目標期限についてコンセンサスが形成されはじめているとも指摘（第4パラグラフ）。また声明は9分野の3要素（自由化，円滑化，経済技術協力）すべてに参加することが重要であるとし（第5パラグラフ），EVSL「パッケージ化」の意向を示す。「柔軟性」には措置実施の期限延長で対応し，原則として途上経済メンバーに対してそのような柔軟性は認められる（第6パラグラフ）。会議は，実際には水産物，林産物分野提案に対する日本の反対で膠着状態に陥った。チリ，メキシコは「APEC自由化は分野別ではなく，包括的に実施されるべき」と主張し，EVSLプロセスから離脱。
- 1998/9/4-6 ABAC台北会議でAPEC首脳宛報告書の最終調整が行われる。EVSL担当の日本代表は，日本は林産物，水産物，食料，油糧種子分野の関税削減には参加しないと強く主張するが，最終的には報告書に署名。同報告書は6月のAPEC貿易大臣会議議長声明の立場を支持し，EVSLは総括的（inclusive），包括的（comprehensive），かつ信頼性（credible）を実現すべき，と主張。
- 1998/9/13-15 SOM開催（於クアンタン）。いくつかのメンバーがEVSLプロセスに最大限の柔軟性を求め，膠着状態は解決せず。
- 1998/10/15 「通貨危機の最中に，さらにAPECの脆弱さが露呈することを避けるため，米，加，豪，香港，シンガポールが日本に対してEVSLを支持するよう強く説得している」との報道。
- 1998/11/2 高村外相，豪・ニュージーランド訪問時に，林産物，水産物の自由化はWTOで交渉されるべきだと主張することを明言。同外相はEVSLプロセスの「自主性」を強調し，意思に反した措置をメンバーに強要することを警戒している旨を発言。また，日本は他の7分野および円滑化，経済技術協力では積極的に協力すると発言。
- 1998/11/9 日本，林産物，水産物の関税削減を拒否する代わりに，他の7分野の関税削減時期を早めることを申し出る。

- 1998/11/10 日本、林産物、水産物の自由化拒否を最終確認。同時に今後5年間で約270億円をアジア諸国の林業、水産業に援助することを承認。
- 1998/11/12 アメリカが日本に対し水産物、林産物の関税削減時期を「変更」してもよいと打診したが、日本はこれを拒絶したとの報道。
- 1998/11/14-15 APEC閣僚会議（於クアラルンプール）。優先9分野の関税要素をWTOへ送致することで一致。共同声明は、円滑化、経済技術協力措置については実施に移すことでコンセンサスを得た、と宣言。
- 1998/11/18 APEC首脳会議（於クアラルンプール）。首脳宣言は「9分野からなるEVSLパッケージについて達成された進展を歓迎する。これら9分野について合意された措置を実行に移すこと、また残りの6分野についてもさらに作業を進めることによって通貨危機の最中にもかかわらずわれわれの自由化プロセスへのコミットメントは不変であることを示す」よう、閣僚に指示（第19パラグラフ）。
- 1999/1/26 1999年のAPEC議長であるニュージーランドが、優先9分野に関する自由化提案をWTOへ提出。同イニシアティブは「ATL」（Accelerated Tariff Liberalization）と改称され、ジュネーブでWTOスタッフとの対話が始まる。
- 1999/2/8-9 SOM開催（於ウェリントン）。APECの信頼性を維持するため、EVSL対象分野に関する非関税措置、円滑化、経済技術協力の各要素で「実施可能な措置」を集めることが重要である、という認識を共有。
- 1999/5/6-7 SOM開催（於クライストチャーチ）。後続6分野の関税要素についてもWTOに送致することを提案することで一致。
- 1999/6/29-30 APEC貿易大臣会議（於オークランド）。後続6分野の関税要素を交渉することに関してWTOは前向きであるという見解で一致し、それらについてもWTOへ送致すべきことで合意。非関税措置、円滑化、経済技術協力に関する協議も行い、EVSL対象15分野について、八つの「実施可能な措置」リストを作成。
- 1999/8/12-13 SOM開催（於ロトルア）。CTIから膨大な分野別「実施可能な措置」リストが提出される。

- 1999/9/9-10 APEC閣僚会議（於オークランド）。関税要素が脱落したことでEVSLに関する協議は無風状態。閣僚は非関税措置、円滑化、経済技術協力に関する「実施可能な措置」リスト（上述）に4措置を付け加える。会議の焦点は11月のシアトルWTO閣僚会議に、APECとしてどのように対応するかにおかれる。閣僚は、APECは製造業品を含む広い分野を対象とする新ラウンドの立ち上げに貢献すべきこと、新ラウンド合意は3年以内に一つのパッケージとして批准されるべきこと、メンバーは早期に自由化を開始してもよいが全体のパッケージが整うまで交渉から離脱しないこと、で基本的に合意。
- 1999/9/13 APEC首脳会議（於オークランド）。首脳宣言では分野別自由化についての言及はなし。11月のWTO閣僚会議におけるAPECの共通姿勢については、「新ラウンドは、バランスが取れた十分に広い分野を含む議題について、暫定的な早期の成果の可能性を排除せず、3年以内に一つのパッケージとして完了する」ことを主張することで一致。
-

付表2 EVSL対象分野の提案・支持状況
(1997年11月21日現在)

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>食料分野</u> 措置： ー円滑化作業の強化(とくに基準) ー経済技術協力活動の強化 ー関税・非関税障壁の調査 ー関税撤廃，削減または調和	オーストラリア	香港 ニュージーランド	ブルネイ カナダ パプアニューギニア シンガポール タイ アメリカ合衆国
<u>水産物分野</u> 措置： ー関税撤廃 ー非関税障壁撤廃 ー補助金撤廃 ー国際合意と非整合的な動植物検疫措置の撤廃 ー自由化促進のための経済技術協力プログラム	ブルネイ カナダ インドネシア ¹⁾ ニュージーランド タイ	香港	オーストラリア マレーシア パプアニューギニア シンガポール アメリカ合衆国
<u>コメおよびコメ製品</u> 措置： ー関税削減 ー非関税障壁，補助金，輸入規制の緩和または撤廃	タイ		オーストラリア ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール アメリカ合衆国
<u>ビールおよびビール用麦芽</u> 措置： ービール関税撤廃 ービール用麦芽関税，非関税障壁，輸出補助金撤廃	カナダ		オーストラリア 日本 ニュージーランド パプアニューギニア アメリカ合衆国
<u>油糧種子および油糧種子製品</u> 措置： ー関税撤廃 ー非関税障壁，輸出補助金および他の貿易を歪める措置の撤廃 ー経済技術協力活動強化	カナダ マレーシア アメリカ合衆国		オーストラリア ブルネイ インドネシア ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール 台湾

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>野菜および果物缶詰・加工品</u> 措置： —関税削減 —非関税障壁撤廃 —厳重な検査規則を適当な標準手続きに置き換え —相互認証取り決め作成	タイ		オーストラリア ブルネイ ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール パプアニューギニア
<u>生鮮・非加工野菜および果物</u> 措置： —関税・非関税障壁撤廃 —補助金凍結（国内向け）または撤廃（輸出向け） —検疫措置の国際標準化 —自由化促進のための経済技術協力	ニュージーランド		オーストラリア ブルネイ シンガポール タイ オーストラリア アメリカ合衆国
<u>蒸留酒</u> 措置： —段階的関税撤廃，据え置き	カナダ		日本 ニュージーランド パプアニューギニア アメリカ合衆国
<u>エネルギー分野</u> 措置： —関税撤廃促進 —非関税障壁特定・対処 —サービスへの障壁特定・撤廃 —透明な政府調達政策の導入 —円滑化措置強化 —APECにおける規格調和	オーストラリア タイ ²⁾ アメリカ合衆国	シンガポール	香港 日本 ニュージーランド パプアニューギニア 台湾
<u>化学製品</u> 措置： —関税削減・撤廃 —非関税障壁透明化および削減 —税関および管理手続きの円滑化，自由化 —規格調和 —投資自由化	アメリカ合衆国 シンガポール オーストラリア 香港	カナダ	日本 マレーシア ニュージーランド パプアニューギニア タイ

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>石油化学製品</u> 措置： ー関税調和および撤廃	韓国	シンガポール	ニュージーランド アメリカ合衆国
<u>肥料</u> 措置： ー関税撤廃 ー非関税障壁を国際標準と整合化 ー経済技術協力	カナダ	シンガポール タイ	日本 ニュージーランド パプアニューギニア 台湾 アメリカ合衆国
<u>肥料</u> 措置： ー関税撤廃	日本	シンガポール タイ	ニュージーランド パプアニューギニア 台湾
<u>フィルム</u> 措置： ー関税撤廃	日本	シンガポール	ニュージーランド パプアニューギニア アメリカ合衆国
<u>林産物</u> 措置： ー関税撤廃 ー非関税障壁の調査 ー製品コードの国際標準化 ー検疫措置の国際標準化 ー経済技術協力	カナダ インドネシア ³⁾ ニュージーランド アメリカ合衆国 ⁴⁾	香港 シンガポール	オーストラリア 日本 台湾 タイ
<u>宝石・貴金属・真珠およびその製品</u> 措置： ー関税削減・撤廃 ー非関税障壁削減・撤廃	タイ 台湾 ⁵⁾		オーストラリア カナダ 香港 マレーシア ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール アメリカ合衆国
<u>鉄鋼および鉄鋼製品</u> 措置： ー関税削減・撤廃 ー持続可能な発展を促進する経済 技術協力	韓国		カナダ 日本 ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール アメリカ合衆国

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>非鉄金属</u> 措置： ー関税調和、段階的廃止 ー非関税障壁特定および撤廃 ー輸出規制の撤廃	オーストラリア		カナダ ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール アメリカ合衆国
<u>環境関連製品およびサービス</u> 措置： ー関税撤廃 ーサービス貿易自由化 ー非関税障壁特定および対処 ー経済技術協力およびプロジェクト活動強化	カナダ 日本 台湾 アメリカ合衆国	香港 シンガポール	オーストラリア マレーシア ニュージーランド パプアニューギニア
<u>輸送機械</u> 措置： ー関税撤廃	日本	シンガポール	ニュージーランド パプアニューギニア
<u>自動車分野</u> 措置： ー規格・規制の調和 ー貿易投資自由化円滑化措置の特定 ー経済技術協力の強化	アメリカ合衆国	シンガポール	オーストラリア カナダ 日本 韓国 ニュージーランド パプアニューギニア
<u>自転車</u> 措置： ー関税・非関税障壁撤廃	中国		日本 ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール
<u>民間航空機</u> 措置： ー関税および課徴金撤廃	カナダ	日本 シンガポール 台湾 アメリカ合衆国	オーストラリア ニュージーランド パプアニューギニア
<u>医療機器・関連サービスおよび器具</u> 措置： ー関税撤廃 ー非関税障壁特定，対処 ーサービス自由化 ー民間部門との協議による技術援助	アメリカ合衆国 シンガポール	香港	オーストラリア 日本 ニュージーランド パプアニューギニア タイ

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>医療機器および器具</u> 措置： ー関税・非関税障壁の削減・撤廃 ー研究開発における技術協力促進	タイ	シンガポール	オーストラリア カナダ 日本 ニュージーランド パプアニューギニア アメリカ合衆国
<u>科学機器</u> 措置： ー関税撤廃	日本	シンガポール	オーストラリア ニュージーランド パプアニューギニア
<u>天然および合成ゴム</u> 措置： ー関税・非関税障壁削減，撤廃 ー経済技術協力	タイ 日本	シンガポール	オーストラリア カナダ インドネシア ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール 台湾
<u>玩具</u> 措置： ー関税の段階的削減，撤廃 ー非関税障壁の特定，協議により段階的に撤廃	中国 香港 シンガポール アメリカ合衆国	オーストラリア カナダ ニュージーランド	ブルネイ インドネシア マレーシア パプアニューギニア 台湾 タイ
<u>靴</u> 措置： ー関税削減 ー非関税障壁撤廃 ー技術援助，技術移転，投資を促進するための経済技術協力	インドネシア	台湾	ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール タイ
<u>精密技術および機器</u> 措置： ー関税撤廃	シンガポール		香港 日本 ニュージーランド パプアニューギニア

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>家庭用電子機器</u> 措置： ー関税撤廃	シンガポール		香港 日本 ニュージーランド パプアニューギニア
<u>通信および情報機器</u> 措置： ー検査結果および保証に関する相互認証協定締結	アメリカ合衆国	カナダ 日本 シンガポール	オーストラリア 香港 韓国 ニュージーランド パプアニューギニア 台湾
<u>楽器</u> 措置： ー関税撤廃	日本		ニュージーランド パプアニューギニア シンガポール
<u>会計サービス</u> 措置： ー市場参入の透明性向上 ー市場参入制限緩和	中国		オーストラリア ニュージーランド パプアニューギニア
<u>競争政策</u> 措置： ー競争政策・法制整備のための技術援助	メキシコ	台湾	日本 韓国 ニュージーランド パプアニューギニア アメリカ合衆国
<u>政府調達</u> 措置： ー非拘束原則の作成 ーWTO政府調達合意の遵守	韓国	台湾	日本 ニュージーランド パプアニューギニア 台湾
<u>政府調達</u> 措置： ーデータベース構築	メキシコ	韓国 台湾	日本 ニュージーランド パプアニューギニア

提案分野・措置	提案メンバー	支持メンバー	
		無条件支持	その他
<u>知的財産権</u> 措置： 一有名商標に関する措置の確認、調和 一地理表示の知的財産権保護実施 一商標・パテント登録手続の確認、調和 一著作権および類似の権利保護の方法確認	メキシコ		日本 韓国 ニュージーランド パプアニューギニア 台湾 アメリカ合衆国
<u>投資</u> 措置： 一自主的にIAPに盛り込むべき自由化された投資環境および政策選択の特定 一透明性の相互確認	日本		カナダ 韓国 ニュージーランド パプアニューギニア 台湾
<u>ニューサンス・タリフ</u> 措置： 一2%未満のMFN関税を全廃 一大量積送品、高単価品輸入の除外可能性の検討	香港 オーストラリア チリ ニュージーランド	ブルネイ カナダ シンガポール	マレーシア
<u>すべての分野の関税削減</u> 措置： 一加重平均ベースで適用関税を25%（最低15%）削減	チリ 香港		シンガポール

- (注) 1) インドネシアは同分野HSコード内でEVSL措置が実施可能な製品サブ・カテゴリーを確認中。
 2) タイはサービス部分に関する立場を保留。
 3) インドネシア提案は特定のHS分類に限られる。
 4) アメリカ合衆国提案はHS46（麦藁・エスパルト製品、籠細工、枝編細工）を含むかどうか未定。
 5) 台湾提案は非関税障壁を除く。

(出所) APEC Ministerial Meeting [1997a].

付表 3 EYSL優先各分野の自由化対象品目範囲, 目標最終関税率, 目標最終期限 (1998年12月現在)

分野	対象品目範囲	目標最終関税率	目標最終期限
林産物	HS ex 3804, ex 3806, 44, ex 46, 47, 48, 49, ex 9401, ex 9403, ex 9406	0%	ex HS 38, HS 44, ex HS 46, ex HS 94 : 2002年1月1日 (先進経済メンバー) 2004年1月1日 (途上経済メンバー) HS 47, 48, 49 : 2000年1月1日 (先進経済メンバー) 2002年1月1日 (途上経済メンバー)
水産物	HS 0301-0307, ex 0511, ex 1504, ex 1603, 1604, 1605, ex 2301, ex 2309	0%	2005年
玩具	HS 9501, 9502, 9503, 9504, 9505	0%	2000~2005年
宝石・貴金屬	HS 71	0~5%	2005年
化学製品	HS 28-39 (2905.43, 2905.44, 3301, 3501-3505, 3809.10, 3824.60を除く)	Chemical Tariff Harmonization Agreement 関税率 (0, 5.5, 6.5%)	2001年 (現時点の関税≤10%) 2004年 (同上>10%)
医療機器 および器具	HS 2844.40, 3822, 8419.20, 8713, 8714.20, 9018, 9019, 9021, 9022, 9023, 9024, 9025, 9026, 9027, 9028, 9030, 9031, 9032, ex 81.49.90, 9402.10, 9402.90	0%	2001年1月1日
環境関連製品 およびサービス	製品: 109品目 ¹⁾ サービス ²⁾	0%	200X年 (合意から4年後)
エネルギー	石炭, 電気, ガス品目: HS 2701, 2711, 2716 エネルギー関連製品・機器: HS 73, 82, 84, 85.87から6桁分類の12関税ライン ³⁾ サービス ⁴⁾	0%	2004年7月1日

(注) 1) WTO (1999b: Annex III.2) 参照。

2) 1998年5月27日付CTI環境分野スタティクス・レポート参照。

3) 1998年5月27日付CPIエネルギー分野スタティクス・レポート添付文書A参照。

4) 同上添付文書B参照。

(出所) WTO [1999a] [1999b].

付表 4 EVSL優先各分野の自由化対象品目範囲，目標最終期限，目標最終関税率に関する留保状況（1998年12月23日現在）

分野	期限延長						最終関税率			品目除外
	目標最終期限 + 2年以内	目標最終期限 + 3～5年	目標最終期限 + 6～10年	目標最終期限 + 11年以上	目標最終期限 + 5%以内	目標最終期限 + 5%超	目標最終期限	目標最終関税率		
宝石・貴金屬 — 0～5% — 2005年	10 ³⁾ 13 ³⁾	中国 マレーシア			48 ³⁾ 1 ³⁾	インドネシア 日本		25 ³⁾ 5 ⁴⁾	中国 フィリピン	
玩具 — 0% — 2000～2005年	22 ¹⁾³⁾ 4 ³⁾ 27 ³⁾ 67 ³⁾ 30 ¹⁾	中国 韓国 マレーシア タイ ブルネイ			15 ³⁾ 17 ¹⁾³⁾ 10 ⁰⁾⁴⁾ 35 ³⁾ 86 ⁰⁾⁴⁾ 67 ³⁾	ブルネイ 中国 日本 マレーシア フィリピン タイ	15 ¹⁾ 9 ¹⁾³⁾	5 ⁰⁾⁴⁾ , 18 ¹⁾ インドネシア 14 ¹⁾ ex ⁵⁾⁴⁾ 25 ¹⁾	ブルネイ フィリピン フィリピン タイ	
化学製品 — CTHA関税率 — 2001, 2004年	3.1 ³⁾ 3.0	マレーシア タイ	1.1 ³⁾ 31 ³⁾ 1.5 ³⁾ 57	ブルネイ 中国 マレーシア タイ	22 ³⁾ 32.4	マレーシア タイ	3.3 ³⁾	0.1 ⁴⁾⁶⁾ 63 ³⁾ 0.6 ³⁾ 0.9	ブルネイ 中国 インドネシア タイ	
医療機器および 器具 — 0% — 2001年	33 ³⁾ 1 ²⁾³⁾ 31 ³⁾	韓国 マレーシア 台湾	32 ³⁾ 0.4 ³⁾ 3 ³⁾ 100 ⁰⁾⁴⁾ 10 ³⁾ 93 ²⁾	中国 韓国 ハブリエニア フィリピン 台湾 タイ	50 ⁴⁾ 36 ³⁾ 80 ³⁾⁴⁾ 30 ³⁾ 100 ⁰⁾⁴⁾ 79 ²⁾	ブルネイ 中国 インドネシア マレーシア フィリピン タイ	2 ³⁾ 3 ³⁾	64 ²⁾³⁾ 8 ²⁾³⁾ 2 ²⁾	中国 台湾 タイ	
水産物 — 0% — 2003, 2005年	1 ³⁾ 72 ⁰⁾⁴⁾ 4 ²⁾	オーストラリア フィリピン タイ	87 ³⁾ 2 ³⁾ 3 ³⁾ 13 ³⁾	中国 マレーシア アメリカ 韓国		中国 マレーシア フィリピン タイ	96 ³⁾	100 15 ³⁾ 100 3 ⁴⁾ 1 ²⁾ 2 ²⁾	日本 韓国 台湾 タイ 中国 韓国	

林産物** — 0% — 2000～2004年	3 29 11 2 51 27	オーストラリア インドネシア 韓国 台湾 タイ	2 85 16 1 86 5	オーストラリア 中国 韓国 マレーシア パプアニューギニア タイ	21 4 19 8 11	ブルネイ 中国 韓国 マレーシア タイ	1 2	マレーシア タイ	25 8 28 12 97 1 27	ブルネイ 中国 インドネシア マレーシア フィリピン 台湾 タイ	40 1 53	中国 インドネシア パプアニューギニア	3 31 12 1 9 50	中国 日本 韓国 マレーシア 台湾 タイ
エネルギー** — 0% — 2004年7月1日	9 3 71 *** 26	オーストラリア 中国 インドネシア 台湾 タイ	54 *** 2*** 9	オーストラリア 台湾 アメリカ 韓国	34 15	マレーシア タイ	13 21	マレーシア タイ	23 3 48 99 62	インドネシア 日本 マレーシア フィリピン タイ	48	インドネシア	44 1 *** 36	中国 フィリピン 台湾 タイ
環境関連製品 およびサービス** — 0% — 2003年	5 94 1 5,ex1 1	オーストラリア フィリピン 台湾 タイ アメリカ	7	台湾	27 17* 5	ブルネイ 韓国 マレーシア	17 5	マレーシア タイ	27 59 94 10,ex1	ブルネイ マレーシア フィリピン タイ	1	マレーシア	7 7 6 2,ex13 95	ブルネイ 中国 日本 韓国 マレーシア フィリピン 台湾 タイ

(注) 1) 道徳的・宗教的理由。

2) 品目特定に関する技術上の理由。

3) 国内的にセンシティブな要因。

4) その他：(a)年少者教育上の理由、(b)伝統工芸・文化的要因、(c)公衆安全上の理由、(d)関税政策上の理由、(e)国家安全保障上の理由。

* 具体的な最終期限は示されていないが、2010年以前と推測される。

** 対象品目情報はHSコード6/8桁レベル。

*** 具体的な最終期限は示されていないが、2010年以前と推測される。特別な柔軟性の要請は、最終的に合意された最終期限およびその他の柔軟性を考慮して適用される。

**** 留保リスト修正版を作成中。

表は以下の分野における以下のメンバーの留保状況を完全には表していない。これらメンバーからのさらなる情報が必要。

— 林産物：日本

— エネルギー：パプアニューギニア、中国、台湾

(出所) WTO [1999a]。